

北警協第339号
令和6年11月7日

関係各位

(一社)北海道警備業協会
会長 長尾 昭

令和6年度第2回防火防災管理教育の中止について（お知らせ）

初雁の候、各位におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当協会の運営各般にわたり格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、令和6年度第2回防火防災管理教育の実施については、令和6年9月2日付け北警協第267号によりご案内したところであります。

同教育につきましては、札幌市火災予防条例（昭和48年6月29日条例第34号）の規程（①防火管理教育等に関する教育担当者の選任、②教育担当者による組織的な教育の実施）に基づき当協会の教育事業として実施してきました。

この制度は、昭和58年に発出された総務省消防庁の通知に基づいて、札幌市が運用してきたものですが、運用開始から40年が経過することから、全国的な規制状況の調査・検討を進めてきた結果、現在は防火防災管理等の制度の充実強化が図られており、防火管理等業務受託者への規制を緩和することが可能との判断に至り、令和6年10月3日付けで札幌市火災予防条例を改正し、前記①及び②の規制が廃止されました。

前記のとおり、当協会では同条例を根拠に防火防災管理教育を実施してきましたが、これが廃止されたことから、令和7年1月20日（月）から24日（金）に開催予定をしており、令和6年度第2回防火防災管理教育は中止せざるを得ないと判断しました。

また、同教育は令和7年度以降につきましても実施しない方向で検討しておりますが、決定しましたら改めてお知らせいたしますのでご了承ください。

なお、同教育は、適正な防火防災管理業務を実施する上では重要でありますので、各社の実情に応じて自社教育として実施していただくことを妨げるものではありません。

※ 参考資料として、札幌市消防局長が発出した「防火（防災）管理業務の委託を受けた者に対する規制の廃止について」（令和6年10月25日付け札消査第1007号）を添付いたしますのでご確認ください。

担当事務局

指導教育第1部長 黒田

（電話 011-242-8800）



札 消 査 第 1007 号

令和 6 年 10 月 25 日

防火（防災）管理業務受託関係者 様

札幌市消防局長 村井 広樹

（公印省略）

防火（防災）管理業務の委託を受けた者に対する規制の廃止について（お知らせ）

拝啓 秋冷の候、貴職におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本市の火災予防行政に、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、札幌市火災予防条例（昭和 48 年 6 月 29 日条例第 34 号。）において、消防法令に基づき防火（防災）管理（以下「防火管理等」という。）が必要な建物の関係者から防火管理等業務の一部委託を受けて事業を行う者（以下「防火管理等業務受託者」という。）に対し、防火管理等業務従事者として適切に業務を行っていただくよう、防火管理等に関する教育担当者の選任、その教育担当者による組織的な教育の実施を求めているところです。

この制度は昭和 58 年に発出された総務省消防庁の通知に基づき、本市として運用してきたところでありますが、運用開始から 40 年が経過することから、本市では昨年度から規制の今後のあり方について検討を行ってきました。

このような状況の中、令和 6 年 1 月に当該規制の一部変更のお知らせをさせていただいておりましたが、その後も全国的な規制状況なども調査し、当該規制の今後のあり方について検討を進めてきた結果、当該規制の運用開始当初に比べて、現在は防火管理等の制度そのものの充実強化がなされてきており、防火管理等業務受託者等への規制を緩和することが可能と判断したことから、この度、令和 6 年 10 月 3 日付けで札幌市火災予防条例を改正し、当該規制を廃止しましたので、お知らせいたします。なお、当該廃止に伴う手続き等はございません。

事業関係者の皆様におかれましては、引き続き防火対象物の関係者と連携し、適正な防火管理業務を行っていただくことをお願いするとともに、火災予防行政に御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

お問い合わせ先：札幌市消防局予防部査察規制課 大堀、大巻、畠

電話 011-215-2050